

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が<u>幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u> 1人を幼児用座席に乗車させるとき（(イ)に該当するときを除く。）。</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児</u> 1人をひも等で確実に背負っているとき（(ア)に該当するときを除く。）。</p> <p>(ウ) 16歳以上の運転者が<u>幼児</u> 2人を幼児2人同乗用自転車（運転者席及び2の幼児用座席を設けるために必要な構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させるとき。</p> <p>(エ) 16歳以上の運転者が<u>幼児</u> 1人をひも等で確実に背負い、かつ、<u>幼児</u> 1人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させるとき。</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> 1人を幼児用座席に乗車させるとき（(イ)に該当するときを除く。）。</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> 1人をひも等で確実に背負っているとき（(ア)に該当するときを除く。）。</p> <p>(ウ) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> 2人を幼児2人同乗用自転車（運転者席及び2の幼児用座席を設けるために必要な構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させるとき。</p> <p>(エ) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> 1人をひも等で確実に背負い、かつ、<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> 1人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座</p>

改正前	改正後
<p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 自動車を運転する場合において、<u>法第71条の5第2項</u>に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に<u>法第71条の6第1項</u>に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用い ないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。</p> <p>(9) 略</p> <p>(道路における禁止行為)</p> <p>第12条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>交通のひんぱんな道路において、1人で2頭以上の牛、馬等をひくこと。</u></p>	<p>席に乗車させるとき。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 自動車を運転する場合において、<u>法第71条の5第3項</u>に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に<u>法第71条の6第2項</u>に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用い ないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。</p> <p>(9) 略</p> <p>(道路における禁止行為)</p> <p>第12条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

改正前	改正後
<p>(9)・(10) 略 (推進委員の公表)</p> <p>第27条 公安委員会は、推進委員を委嘱し、又は解嘱したときは、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を佐賀県公報に<u>掲載し</u>、地域住民に公表するものとする。</p> <p>様式第1号の6 (第4条の6関係) 略 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>注意事項</u></p> <p>1 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）</p> <p>略</p> </div> <p>2 略</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先あるいは用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して<u>下さい</u>。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って<u>下さい</u>。</p> <p>5 略</p> <p>6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して<u>下さい</u>。 (1)～(3) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> </div> </div>	<p>(8)・(9) 略 (推進委員の公表)</p> <p>第27条 公安委員会は、推進委員を委嘱し、又は解嘱したときは、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を佐賀県公報<u>又は佐賀県警察のウェブサイトに掲載し</u>、地域住民に公表するものとする。</p> <p>様式第1号の6 (第4条の6関係) 略 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>注意事項</u></p> <p>1 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8）</p> <p>略</p> </div> <p>2 略</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先あるいは用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して<u>ください</u>。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って<u>ください</u>。</p> <p>5 略</p> <p>6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して<u>ください</u>。 (1)～(3) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> </div> </div>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。